国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和８年度)

作成日　令和８年１０月３１日

最終更新日　令和８年１０月３１日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和８年８月１日
国立大学法人名		国立大学法人岩手大学
法人の長の氏名	更新あり	山本　欣郎
問い合わせ先		法人運営部総務広報課（019-621-6006 , ssomu@iwate-u.ac.jp）
URL		https://www.iwate-u.ac.jp

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	第９８回経営協議会（令和８年１０月７日開催）に先立ち、開催の約１０日前に事前資料を送付して、確認を求めたうえで、協議会当日に全原則の適合状況等について審議を行い、１０月９日を期限として意見の聴取を行った。 経営協議会委員からの意見及び対応については以下のとおり。 【意見】 全原則について国立大学法人ガバナンス・コードに沿った適正なガバナンス体制が構築されていることが確認できる。引き続き対応を充実させていただきたい。 【対応】 今後も、経営協議会委員のご意見を踏まえ、対応を充実させていくこととする。
監事による確認	更新あり	第９８回経営協議会（令和８年１０月７日開催）に先立ち、開催の約１０日前に事前資料を渡して、確認を求めたうえで、協議会当日に全原則の適合状況等について審議を行い、１０月９日を期限として意見の聴取を行った。 その後１０月１５日の学長・副学長会議において審議了承を得た。 監事からの意見及び対応については以下のとおり。 【意見】 総体的に具体的な対応が進められており、引き続き、さらなる品質の向上に努めていただきたい。 【対応】 いただいたご意見を踏まえ、今後も、具体的な対応を充実させていくこととする。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

☑ **当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、**
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

☐ **当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。**

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	・本学は、岩手県内唯一の国立大学として、教育・研究・社会貢献を通じて地域の持続的発展と我が国の未来創造に貢献することをミッションとし、「岩手大学ビジョン2030」を策定しています。同ビジョンでは、「よりよい未来を創造する『地域の知の府』『知識創造の場』として、地域に頼られ、尊敬され、愛される大学となる」ことを掲げ、その実現に向けた目標及び戦略を策定しています。 　ビジョンの実現に向けては、地域協創教育の推進、地域課題や社会課題の解決に資する研究の展開、産学官連携の強化等を通じて、本学の強み・特色を生かした教育研究活動を推進しています。 　ビジョン、目標及び戦略の策定に当たっては、自治体、産業界、地域住民、高等教育機関等の多様な関係者の意見や社会の要請を踏まえるため、「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」等の産学官連携の枠組みや地域協創教育「イーハトーヴ協創パートナープログラム」等の議論の場を活用しています。 特に、「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」は、地域の高等教育機関、自治体及び産業界が地域の将来像を共有しながら、人材育成や地域課題の解決等について継続的に協議する枠組みとして機能しています。 　なお、本学のミッション（理念）、中期目標・中期計画、「岩手大学ビジョン2030」及びその実現に向けた目標・戦略については、本学ホームページにおいて公表しています。 ○ミッション（理念） https://www.iwate-u.ac.jp/about/iwateuniv/idea.html ○中期目標・中期計画 https://www.iwate-u.ac.jp/about/evaluation/info.html ○ビジョン https://www.iwate-u.ac.jp/about/iwateuniv/iwate-u-vision2030.html
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		・ビジョン2030及び中期目標・中期計画を達成するために、毎年度自己点検・評価を実施し、その進捗状況の確認・検証と当該結果を踏まえた取組の見直しを行うことで、継続的な質の向上を図る仕組みを整備しています。 　上記の自己点検・評価は、教育研究評議会において実施し、その結果を経営協議会に諮り、外部委員の意見聴取を行うとともに、令和５年度から評価結果を大学ホームページに掲載し、当該年度の特色ある取組や成果、改善を要する課題等への取組状況を学外に示し、本学の教育研究活動への理解促進に努めています。 なお、中期目標・中期計画、法人評価等については、大学ホームページにて公開しています。 ○中期目標・中期計画、年度計画、法人評価等 https://www.iwate-u.ac.jp/about/evaluation/info.html
補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		・大学における重要事項は学長及び理事をもって組織する役員会、経営に関する重要事項は学長、理事の他、大学に関し広くかつ高い識見を有する学外委員をもって組織する経営協議会、教育研究に関する重要事項は学長、理事、副学長の他、各学部長等及び各学部等から選出された評議員をもって組織する教育研究評議会において審議を行っております。 また、学内における運営組織の体制については、「組織図」として大学ホームページにて公表しています。 ○国立大学法人岩手大学学則 https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10100010.pdf ○国立大学法人岩手大学役員会規則 https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10202010.pdf ○国立大学法人岩手大学経営協議会規則 https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10202030.pdf ○国立大学法人岩手大学教育研究評議会規則 https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10202020.pdf ○運営組織図 https://www.iwate-u.ac.jp/about/iwateuniv/organization.html

補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		・教員については、本学の理念及び目標の実現、並びに本学の教育研究の一層の充実に資する公正かつ適正な教員人事制度の確立を目的とした「教員人事に関する基本方針」を定めており、当該方針の中で、ダイバーシティの確保のため均衡ある年齢構成に留意しつつ、若手、女性及び外国人の積極的な採用を目指すことをうたっております。 　また、職員については、「岩手大学のチカラ」が最大限発揮されることを目的として「岩手大学が求める職員像」を定めており、その中で職員全体のチームカラーと、本学の使命・理念の達成に向けて主体的に「考動」し続けるための５つの行動指針を宣言しています。 〇教員人事に関する基本方針 https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/60300000.pdf 〇岩手大学が求める職員像 https://www.iwate-u.ac.jp/upload/gandai_shokuinzou_h25.pdf
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	・財政健全化に向けた課題を明らかにするため、第４期中期目標期間における運営費交付金の動向を踏まえ第４期中期目標期間６年間の中期財務見通しを策定しました。当該計画は教育研究評議会で全学に共有しています。中期的な財務計画については、現在、大学ホームページで公表しています。 〇中期計画 https://www.iwate-u.ac.jp/about/evaluation/info.html 各年度の予算編成においては、中期的な財務運営の透明性を確保しつつ、大学としての価値最大化につながる教育研究活動を継続的に推進するため、同財務見通しと年度毎の状況変化を踏まえつつ、予算編成方針で収入・支出の見通しを明確化しており、機動的な予算編成を行っています。
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		・本学の一会計年度における教育研究を含む全ての活動状況について、客観的数値により財務状況、運営状況、キャッシュ・フロー等を示した「財務諸表等」及び財務データや教育研究及び事務運営等に関する各種の事業内容等を示した「事業報告書」を大学ホームページにて公開しています。 ・学生やその保護者、企業や自治体といったステークホルダーに対して本学の取り組みと財務状況について広く理解を得るとともにエンゲージメントの一層の強化を目的として、毎年度「統合報告書」を作成・公表しています。 〇財務諸表等 https://www.iwate-u.ac.jp/about/finance/statement.html 〇統合報告書 https://www.iwate-u.ac.jp/about/iwateuniv/integratedreport.html
補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		・本学では、理事特別補佐、副学長特別補佐、学部長特別補佐を置き、法人・学部の運営を担わせています。また、学長の下に「経営企画本部」を設置し、事務組織として戦略企画・評価分析室を置くとともに、本部員として学内教員を登用し、大学の諸課題の検討を行うことにより、次代の法人運営を担いうる人材を計画的に育成しています。 また、本学の果たすべき役割の実現のためには、教育研究、地域貢献及び経営管理のマネジメントを担う事務職員の能力と役割が重要となることから、事務職員については職位毎に設定した「階層別研修」を行うことにより、計画的な人材育成を行っております。 〇国立大学法人岩手大学理事特別補佐等に関する規則 https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10203070.pdf 〇岩手大学経営企画本部要項 https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/20102050.pdf 〇階層別研修 https://www.iwate-u.ac.jp/upload/kaisoubetsu-kensyu.pdf

原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		・理事及び副学長は、各業務分野に求められる知識・経験・能力等を考慮して、学部長、研究科長等の部局長、教育研究評議会評議員又は経営企画本部メンバーの経験者等から選任・配置しています。加えて、非常勤の理事を経済界および法曹界から選任して配置しています。 理事特別補佐及び副学長特別補佐については、本学の教職員のうち次代の経営を担い得る人材（経営人材の計画的な育成も兼ねております。）及び学外有識者を選任することにより理事及び副学長の機能強化を図っています。 これらにより学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備しています。 理事・副学長の責任と権限については大学ホームページで公表しています。 〇役員紹介 https://www.iwate-u.ac.jp/about/iwateuniv/officers.html 〇国立大学法人岩手大学理事の業務分担について https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10203020.pdf 〇国立大学法人岩手大学副学長の業務分担について https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10203050.pdf 〇国立大学法人理事特別補佐等に関する規則 https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10203070.pdf
補充原則２－２－１① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		・本学は運営方針会議を設置しておりません。
原則２－３－１ 役員会の議事録		・「国立大学法人岩手大学役員会規則」に基づき、次に掲げる事項について審議し、学長による最終決定の前に議決することとしています。 （１） 中期目標についての意見に関する事項 （２） 国立大学法人法により文部科学大臣の許可又は承認を受けなければならない事項 （３） 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 （４） 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 （５） その他役員会が定める重要事項 役員会は、上記事項について審議する必要がある際に適宜開催し、法人の適正な経営を確保しています。 また、役員会の議事録については大学ホームページ上にて公表しています。 （役員会議事録： https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/executive-proceedings.html ）
原則２－４－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		・教員の採用においては「教員人事に関する基本方針」を定め「若手、女性及び外国人の積極的な採用を目指すとともに、外国における教育研究歴及び英語による講義担当能力を重視する」と明記し、ダイバーシティの確保に努めています。また、ダイバーシティ推進室を置き、多様な人材が働き続けやすい職場環境の実現や両立等を支援する事業を実施しています。 ・本学では経営の高度化と柔軟性を一層高めるため、民間の経営者等から２名を理事として登用しており、その経験と知見を法人経営に活用しています。 理事・副学長の氏名及び役職（当該役職の職務も含む）については外部理事も含めて大学ホームページで公表しています。さらに、民間企業等から副学長特別補佐を登用し専門的知見に基づき業務運営の高度化を図っています。 （教員人事に関する基本方針： https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/60300000.pdf ） （役員紹介：https://www.iwate-u.ac.jp/about/iwateuniv/officers.html）

補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	・経営協議会の学外委員の選任に当たっては、選考方針及び選考方法を「国立大学法人岩手大学経営協議会規則」第３条第１項第３号にて「岩手大学の職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の議を経て、学長が任命したもの」と明確にしており、大学ホームページで公表しています。 　本学の経営協議会の学外委員は、地域の産業界、金融機関、報道機関、同窓会、教育関係、関係自治体等の様々な分野から任命されており、時宜に応じた大学運営に係るテーマを設定して意見交換を行うことにより、改善点などを的確に把握し法人経営に生かす工夫をしています。また、学外委員の選考にあたっては女性委員を継続的に選任しており、ダイバーシティの観点からも意見を頂ける体制としております。 なお、経営協議会の議題設定、運営方法等を明らかにするために経営協議会の議事録を大学ホームページへ掲載しています。 （国立大学法人岩手大学経営協議会規則： https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10202030.pdf） （経営協議会委員の公表： https://www.iwate-u.ac.jp/about/iwateuniv/officers.html） （経営協議会議事録： https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/management-proceedings.html）
補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	・本学の学長に必要とされる資質・能力については、「国立大学法人岩手大学学長選考基準」にて定めており、本学の理念、教育・研究・社会貢献の目標を実現すべく、次の資質・能力を有する者であることとしております。 １．人格が高潔で学識が優れ、学内外からの信頼を得ることができる者であること。 ２．本学の教育、研究、社会貢献の諸活動に明確なビジョンを持ち、その実現により本学の存在感を高めることができる者であること。 ３．地域社会に貢献する大学としての責務を持続的に果たすことを通じて、国際社会の発展に寄与することができる者であること。 ４．急速に変化する社会の中で変化を求められる大学にあって、教育研究・経営の最高責任者として、大学を運営する優れたリーダーシップを発揮できる者であること。 ５．財政基盤の確立と効果的で機動的な組織運営を行う能力を有する者であること。 最終学長候補者の選考に当たっては、「国立大学法人岩手大学学長選考細則」第１０条にも規定しているとおり、学長選考・監察会議が岩手大学学長候補者推薦書、所信（「学長候補者の所信を聴く会」の内容を含む。）、意向聴取及び面談等により総合的に判断して最終学長候補者を決定しています。 ・学長選考に係る選考結果、選考過程、理由等は、大学ホームページ上で公表しています。 （国立大学法人岩手大学学長選考：https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/president.html） （現学長（山本欣郎）の選考の経緯等： https://www.iwate-u.ac.jp/upload/18a58aaefc536a41350730897e926c28_1.pdf ）
補充原則３－３－１③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	・「国立大学法人岩手大学学長選考規則」第７条において、学長の任期は６年とし、引き続いて再任されることはできないと定めており、当該規則については大学ホームページにて公開しています。（ただし、学長が欠けた場合、後任の学長の任期は前任者の残任期間とし、その場合、引き続いて１回に限り再任されることができます） ・任期及び再任の規定については、従前の「任期４年、再任１回まで（再任の場合の任期２年）」から、令和５年度に現在の内容へと改正を行いました。この改正は、学長が長期的な視点で安定した大学運営を行えるよう、６年間は推薦公募等の手続を経ずに経営に専念できる環境を確保することを目的としています。 （国立大学法人岩手大学学長選考： https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/president.html ）
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き		・令和３年度に、これまで「国立大学法人岩手大学学長選考規則」の一部に規定されていた学長解任の手続きを、独立した規則「国立大学法人岩手大学学長の解任に関する規則」として定め、ホームページに公表しています。 （国立大学法人岩手大学学長の解任に関する規則：https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10201100.pdf）
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	・本学の学長選考・監察会議では「国立大学法人岩手大学学長の業務執行状況の確認及び評価に関する要項」において、学長の任期の４年目に中間評価を行うこととしています。この中間評価は、１年目から3年目の業務執行状況の確認結果を用いた書面審査、監事との面談、学長へのヒアリングにより行われます。当該結果については本人へ通知するとともに大学ホームページ上で公開しています。 （国立大学法人岩手大学学長選考：https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/president.html） ・また、中間評価におけるヒアリングにおいて、学長選考・監察会議委員から学長に対して、今後の法人経営に向けた助言等も行うこととしています。

原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		・学長選考・監察会議の委員の選任方法は「国立大学法人岩手大学学長選考・監察会議規則」第３条に規定され、それに基づき、経営協議会及び教育研究評議会それぞれが、会議の中で互選により委員選任を行っております。経営協議会からは、地域の産業界、金融機関及び報道機関並びに同窓会関係と様々な分野からの意見を反映すべく選任しており、教育研究評議会からは、全学の意見を広く反映すべく各学部の評議員１名ずつと、事務局長１名を選任しております。
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		・本学では、大学総括理事を置くことは検討しておりません。
基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		・「国立大学法人岩手大学業務方法書」第２条に基づき業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告の信頼性を確保することを目的として「国立大学法人岩手大学内部統制規則」を定め、内部統制システムを運用しています。具体的には、学長、理事、副学長、監事を構成員とした内部統制委員会である学長・副学長会議を原則月2回開催し、業務運営状況とリスクの把握に努めるとともに、問題が見つかった場合に迅速に対応が可能となる体制を整備し運用しています。 　また、内部統制が有効に機能していることを監視し継続的に評価するため、モニタリングを行っており、日常的モニタリングとして、各業務における役員及び職員の自己点検、相互牽制、承認手続き等を行うとともに、各業務におけるマニュアル、業務フロー等の見直しを定期的に行っています。 　さらに、独立的評価として、「内部統制システムに関する事項」について内部監査及び監事監査にて監査を行っています。 　内部監査は、「岩手大学内部監査規則」に基づき監査室が実施します。監査室長は監査終了後、監査報告書を作成し、学長、監事、理事・副学長及び被監査部局の長に送付しています。改善措置の要求を受けた被監査部局の長は、必要な改善を図り、その結果を報告書として監査室長へ提出します。監査室長は改善の確認後、速やかに学長に報告しています。 　監事は、「岩手大学監事監査規則」に基づき監査を行い、監査結果に基づいて監査報告書を作成し、学長に提出しています。監査結果は、学長・副学長会議及び教育研究評議会で報告されます。学長は、改善すべき事項がある場合には、速やかに改善措置を講じ、その結果を文書で監事に報告しています。これらの取り組みにより、継続的に内部統制システムの見直しと改善を図っています。 内部統制システムの運用体制及び関連規則については、大学ホームページ上で「内部統制システムについて」という項目を作成し、公表しています。 （内部統制システムについて：https://www.iwate-u.ac.jp/about/research/naibutousei.html） ・内部通報に関する仕組みとしては「国立大学法人岩手大学における公益通報者の保護等に関する規則」を制定しており、適切に運営するとともに、通報者の保護を行っています。 経費不正、研究活動の不正行為については、外部からも通報を受け付ける体制を整えており、公益通報と同様に通報者の保護を行っています。内部統制体制を強化するため、これまで内部のみに設置していた公益通報の通報窓口を、令和５年１０月から外部にも設置しました。 ・研究者倫理に関しては、「岩手大学における研究者行動規範」にて方針を定めるとともに「岩手大学における研究活動に係る不正行為防止規則」を定めており、規則等については研究支援・産学連携センターHPにおいて公開しています。当該ページにおいて、研究活動の不正行為の通報窓口についても併せて公開し、大学の内外を問わず、誰でも通報することができる体制の整備を行っています。 （https://www.ccrd.iwate-u.ac.jp/kenkyu_top/compliance/） ・公的研究費に関しては、「岩手大学経費不正使用防止規則」を定めるとともに「岩手大学における研究費等の不正防止等対応マニュアル」及び「適切な予算執行のためのハンドブック」を定めており、適宜改定をしています。 （https://www.iwate-u.ac.jp/about/research/guideline.html） 研究インテグリティ確保に関しては、「国立大学法人岩手大学における研究インテグリティの確保に関する規則」を定め、関連部門と連携しながら、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する体制を整備しています。 ・教職員に対し、入職時を含め定期的にコンプライアンス教育として、経費不正使用防止、ハラスメント防止、倫理教育、情報セキュリティ等の研修を実施しています。 学生に対しても、研究者倫理や技術者倫理に関する講義、学内でのポスター掲示や旅費・謝金のモニタリング調査等の機会を通じ、コンプライアンスの遵守や行動規範等の目的・意義について伝える機会を設け、学生の理解を深めるように努めております。 なお、教職員や研究に関わる学生には、「岩手大学における研究活動に係る不正行為防止規則」に基づき、研究倫理教育計画を策定の上、対象者全員が研究倫理教育を必ず受講することとしています。

原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		・本学では、大学のホームページの「岩手大学について」において、法令に基づき情報公開が必要な事項のほか、法人経営、教育・研究・社会貢献活動等様々な事項について公表しています。 ・大学ホームページをスマートフォン対応とし、多くの人が手軽に大学情報にアクセスできるよう工夫しています。 ・若年層へ情報が届くようYouTubeやX（旧Twitter）などのメディアを活用しています。 （岩手大学ホームページ「岩手大学について」： https://www.iwate-u.ac.jp/about/index.html ） （岩手大学ソーシャルメディア公式アカウント： https://www.iwate-u.ac.jp/about/public/sns.html ） ・大学の財務状況をより分かり易く紹介する目的で、財務諸表の解説や大学の財務比率、コスト分析等について統合報告書内で公開しています。 （統合報告書 https://www.iwate-u.ac.jp/about/iwateuniv/integratedreport.html）
補充原則４－１① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		・大学ホームページ上で「受験生の方」「在学生・保護者の方」「企業の方」「一般の方」「卒業生の方」と、それぞれを対象とした情報を整理して公開を行っている他、卒業生には同窓会報等により、学生や保護者、産業界、地域社会に向けては広報誌等により各種の情報を公表しています。 （岩手大学ホームページ：https://www.iwate-u.ac.jp） （岩手大学同窓会連合：https://alumni.iwate-u.ac.jp） （広報誌「Hi！こちら岩手大学」： https://www.iwate-u.ac.jp/about/public/hi-iwateuniv.html）
補充原則４－１② 学生が享受できた教育成果を示す情報		・学生が本学の教育課程を通して身につけることができる能力については、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）やカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を作成しており、大学ホームページ、大学案内パンフレット、履修の手引き（学部生）に掲載しています。 （ディプロマ・ポリシー　https://www.iwate-u.ac.jp/about/policy/diploma.html） （カリキュラム・ポリシー　https://www.iwate-u.ac.jp/about/policy/curriculum.html） ・学生の満足度については、教養教育科目の授業に対するアンケート結果は教学マネジメントセンターのホームページにて公開しており、専門教育科目の授業に対するアンケート結果については、各学部のホームページにて公表しています。 （岩手大学教学マネジメントセンターホームページ https://uec.iwate-u.ac.jp/kyoyo.html ） （人文社会科学部 https://jinsha.iwate-u.ac.jp/questionnaire） （教育学部　https://www.edu.iwate-u.ac.jp/gakubu/） （農学部 https://www.agr.iwate-u.ac.jp/information/） （獣医学部 https://www.vet.iwate-u.ac.jp/student/） （理工学部 https://www.se.iwate-u.ac.jp/education/） ・卒業生の進路状況については、大学ホームページにて「就職率」、「進路別人数・割合」、「都道府県別就職者数」及び「就職先及び進学先一覧」を公表しています。 なお、上記の情報については広報誌等でも公表しています。 （岩手大学ホームページ「卒業生の進路状況」：https://www.iwate-u.ac.jp/career/achievement/index.html）

法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.iwate-u.ac.jp/about/index.html